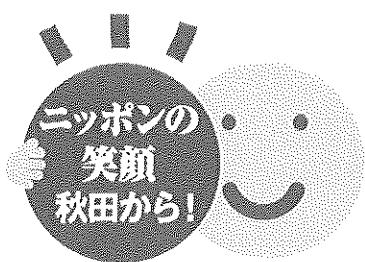


東日本大震災関係

提案・要望書



震災全県停電時の交通整理（秋田市大町1丁目）



平成23年 6月
秋 田 県

《 目 次 》

◆東日本大震災からの復興に向けて秋田県が果たすべき役割

	頁
1. 東日本大震災による秋田県への影響等	・・ 1
2. 復興に向けた課題	・・ 2
3. 復興に向けて必要な視点	・・ 3
4. 復興のために秋田県が果たすべき役割	・・ 4

◆東日本大震災関係提案・要望

A. 経済・雇用環境の改善、防災対策の強化への支援	頁
1) 中小企業者に対する金融支援について（新規）	7
2) 風評被害等への対策について（新規）	8
3) 緊急雇用創出基金事業等に代わる新たな雇用対策制度の創設について（新規）	9
4) 災害廃棄物の処理のための技術的、財政的支援の拡充について（新規）	10
5) 日本海東縁部における地震被害想定調査の早期実施等について	11
6) 交通安全施設の整備促進について（新規）	12
7) 大規模災害対策用車両の整備について（新規）	13
8) 災害時要援護者対策の推進について（新規）	14
9) 災害時における医薬品等の備蓄供給体制の拡充について（新規）	15
10) 医療施設の耐震化の促進について（新規）	16
11) 入所施設における非常用発電機の整備促進について（新規）	17
12) 医師確保について	18
13) 公的病院に対する財政措置の拡充について	21
14) 公立大学への地方財政措置について（新規）	22

B. 港湾、道路、空港等の日本海側インフラの機能強化への支援	頁
1) 災害に強い国づくりのための日本海側のインフラ機能強化について（新規）	23
2) 秋田港の整備促進と日本海側拠点港（仮称）への選定について	25
3) 高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について	27
4) 秋田県の産業・生活を支える国道7号の整備促進について (下浜道路・秋田南バイパス)	29
5) 地方における航空ネットワークの維持について	31
C. 自然エネルギー等導入に係わる先導的役割への支援	頁
1) 電力不足に対する抜本的な対策について（新規）	32
2) 風力発電の大規模導入について（新規）	33
3) 地熱エネルギー導入支援策の拡充強化について	35
4) 太陽光発電の広範な導入について（新規）	36
5) ダム建設事業の促進について	37
6) LED照明の導入等の促進について（新規）	39
D. 東北地方の生産・供給拠点等機能を強化するための産業の積極的な 振興・誘致及び技術の開発への支援	頁
1) 食料供給基地としての生産体制の強化について（新規）	40
2) 木材の安定供給体制への支援強化について（新規）	41
3) レアメタル等金属リサイクルの国際拠点の形成について	43

東日本大震災からの復興に向けて 秋田県が果たすべき役割

はじめに

現在、国の補正予算の編成や復興構想会議での議論等を通じて、東日本大震災からの復興に向けた取組等に係る議論が活発になされている。しかしながら、「国」「政府」としての目線からの議論に終始しがちであり、被災自治体の自主性や被災県を含む東北地方の地域性・特色に根差した議論となっていない。

例えば、復興特区構想について、特定の区域を設定した上で法律等による規制・制限の一部を緩和するという従来からの特区の考え方では、被災地・現場のそれぞれの事情や特色を踏まえた東北の復興を推し進めることは難しい。

むしろ、国においては、法律等による規制が無い状態を原則とし、生活の安全・安心の確保に係る必要最低限の規制のみを実施する特区制度を創設することや、国の関与を財政的支援や技術的助言にとどめることなど、被災自治体の自主性を尊重しつつ、被災自治体が権限と責任を担う形での地方分権時代にふさわしい新たな復興支援スキームづくりが求められている。

こうした認識の下、東北の一員である秋田県は、東日本大震災による当県への影響等を踏まえ、復興に向けた課題や当該課題に対処していくために必要な視点を整理した上で、復興に向けて本県が果たすべき役割を明らかにし、その着実な推進を図るものとする。

1. 東日本大震災による秋田県への影響等

東日本大震災による被害・影響等は、被災県における直接的被害のみならず、当県をはじめ近隣県の経済・雇用等への悪影響など間接的な被害の規模も大きいことがその特徴といえる。

当県への影響等として、まず、県内経済・雇用の面においては、被災地への優先供給や生産地の被災による資材供給量の減少、受注減少による従業者の解雇、交通網の寸断や風評被害・自肃ムードによる観光・飲食関連業における来客減少等が生じ、非常に厳しい影響を受けている。また、電力供給不足による生産活動の停滞が生じ、生産拠点の県外移転等を惹起しかねない状況である。

県民生活の面においても、ガソリン等生活関連物資の不足をはじめ、電力供給不足や停電等による不安・不便の増大等、県民生活への影響は広範に及んでいる。また、医療・福祉に関しては、物流の拠点やルートへの被害に起因した医薬品・医療器材等の不足により、手術・医療において一時的な制限が発生し、さらに、医師不足の事情を抱える地域が被災地の医療支援活動を継続的に実施しようとしても、当該地域内の医師等の負担を一層増加させる結果等が生じたところである。

2. 復興に向けた課題

東日本大震災の被害状況・影響等を勘案すると、復興に向けて特徴的な課題は以下のように整理することができる。

(1) 直接的・間接的被害が広範囲かつ多岐にわたっていること

東日本大震災においては、被災県における直接的被害のみならず、物流ネットワークの崩壊や風評被害等による近隣県の経済・雇用等への悪影響など間接的な被害の規模も大きく、大震災の影響が広範囲かつ多岐にわたっている。

医療や福祉の面においては、広域的に住民生活を支える視点が不足していたことから、広域的な支援や受入を視野に入れた機能の充実や体制の整備を検討する必要がある。

(2) インフラや産業拠点等が太平洋側に集中している「国のかたち」の転換の必要

秋田港など被災県に比較的近接する日本海側の既存インフラが震災時に重要な役割を果たしたもの、当該機能が不十分であった。

これまででも様々な機能の太平洋側への集中は「国のかたち」のあり方の課題とされてきたが、その解決に至って来なかつた経緯があり、改めて、このような「国のかたち」を転換する必要がある。

(3) 東北地方全域で抜本的な対処が求められる電力供給不足、労働力・資機材不足等

大震災において、想定規模以上の津波による発電所の被災等「想定外」の状況が生じたため、国としての対応が遅れた点は否めない。

電力供給不足については、日常生活、企業活動等のあらゆる面で今後制約を及ぼしかねない広域的な問題であるので、東北地方全域で抜本的に対処することが求められている。

また、被災地における大量のがれき等の処理や建物の修復・再建等に当たっては、被災県における労働力や資機材のみでは迅速な対応が困難な状況にある。

3. 復興に向けて必要な視点

東日本大震災における特徴的な課題に対処していくためには、以下のような視点に立つて、復興及び復興支援を進めていかなければならない。

(1) 被災県のみならず東北地方全体及び国全体の復興を目指す視点

東日本大震災は、関東も含め広範囲に様々な被害・影響を及ぼしているので、東北地方がこれまで果たしてきた工業製品の生産や食料生産、エネルギー供給元等の役割の重要性が、改めて認識されたところである。特に、工業製品の生産についてはサプライチェーンの制約により製造業に多大な影響を与えたことや、物流・電力など各種広域インフラの重要性について再認識された。

このため、復興に当たって、東北全体を見据えた対処が求められる課題が多いこともあり、東北地方全体及び国全体の「再構築」「再生」を目指すことが必要である。

(2) 国全体におけるリスク分散・セーフティネットの確保の視点

太平洋側に様々な機能が集中していることによるリスクを分散し、国としてのセーフティネット機能を確保するために、日本海側におけるインフラの迅速な整備や、企業の再配置を誘導するような施策の実施の必要性・重要性が高まっている。

また、医師不足地域や高齢化地域においても、医療機能や要援護者支援機能を十分に確保し、被災した場合のみならず、支援する立場に立った場合をも想定したリスク管理を行い、災害に強い地域づくりを進めることが重要である。

(3) 各県の強み・特色を最大限に活用した役割分担・相互連携強化の視点

東北地方が、迅速かつ実効的に復興及びその支援を成し遂げていくためには、生産・供給拠点の再配置も含め、バランスのとれた域内ネットワークを形成することが必要である。

がれきの処理や建物の再建等のために必要な労働力や資機材の供給についても、被災地での雇用を図りつつ、被災県以外からも労働力等の供給を迅速に支援できるような東北地方全体で支え合えるネットワークづくりが必要である。

また、震災後に、物資や人の輸送等において、東北における太平洋側と日本海側

の連携が重要な役割を果たしたことに鑑み、日本海側の物流機能の強化を行う必要性が高まっている。

特に、食料生産については、日本の食料供給基地としての東北地方全体の機能を強化するとともに、自然エネルギーを活用した周年農業の展開など、新たな視点での取組も行う必要がある。

4. 復興のために秋田県が果たすべき役割

上述した復興に必要な視点に立って復興及び復興支援を推し進めるに当たって、当県は、県政の運営指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」等を通じて、以下のような役割を果たしていく必要がある。

(1) 経済・雇用環境の改善、防災対策の強化

東北地方全体の復興のために、被災県だけでなく域内の各県の厳しい現状も改善していく必要があるので、当県としても、足元の経済・雇用環境を改善し、防災対策を強化していく。

当面の対応として、中小企業に対する金融支援、新規雇用の創出、風評被害等への対策等を通じた県内経済・雇用の回復に努める。また、災害廃棄物処理対策に係る技術的・財政的強化、災害時における医薬品等の備蓄供給体制の拡充等のソフト施策から、医療施設の耐震化の促進や、停電時の信号機の機能維持等交通安全施設の整備促進等ハード施策まで進め、県民の安全・安心の確保等に努める。

また、中長期的対応として、経済・雇用対策をより一層推進するとともに、防災計画の見直し検討や、被災地の近接県として要請があった場合に迅速な支援を行えるよう、県内建設業者の経営基盤強化及び技術力向上等に取り組んでいく。

(2) 港湾、道路、空港等の日本海側インフラの機能強化

様々な機能が太平洋側に集中している現在の「国のかたち」を転換して、国全体のリスク分散・セーフティネットや物流の確保の観点から、日本海側インフラの機能強化を図る必要がある。

このため、当県におけるインフラの機能強化、日本海側の「縦軸」及び日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」の高速道路整備、企業集積等を促進する。

当面の対応として、秋田港の機能強化、日本海沿岸東北自動車道・東北中央自動車道におけるミッシングリンクの解消、秋田空港・大館能代空港におけるネットワ

一クの維持・拡充等に努める。

また、中長期的対応として、日本海側と太平洋側を横断的に結ぶインフラの充実、災害に強く持続可能なまちづくりの推進、日本海側の鉄道（羽越線）の機能強化等に取り組んでいく。

(3) 自然エネルギー等導入に係わる先導的役割

原子力発電所等の被災により、電力供給不足、近隣住民の避難、農畜産物の出荷制限、風評被害の拡大等広域的な課題が発生したところであり、国全体及び東北圏全体として、自然エネルギーの導入を促進していくこと、一層の省エネに努めていくことが求められている。

秋田県では新エネルギーや再生可能なエネルギーのポテンシャルが高く、風力発電については、国内有数の発電量を誇っている。また、太陽光発電については、年間日射量では首都圏と遜色ないこと、土地が確保できることから、大規模展開が可能な環境にあり、地熱発電や水力発電についても豊富な資源を有している。

当県は、このようなポテンシャルを活かして、国のエネルギー政策の転換に先駆けて、自然エネルギー導入や関連産業集積等に係わる先導的役割を果たしていく。

当面及び中長期的な対応として、東北地方全体の電力供給不足に対する発電所の建設促進や節電等の取組を進めるとともに、地球温暖化対策や電力の安定供給確保に向けた風力・太陽光・地熱など自然エネルギーの導入促進、風力発電の大規模導入に向けた電力系統の強化及びその環境整備、水力発電によるクリーンエネルギー早期活用等のための建設ダムの早期完成等に取り組んでいく。

(4) 東北地方の生産・供給拠点等機能を強化するための産業の積極的な振興・誘致及び技術の開発

東北地方がこれまで果たしてきた工業製品の生産や食料生産、エネルギー供給元等の役割の重要性が、大震災を経て改めて認識された一方で、今後、このような生産・供給拠点等機能の回復・強化を進める必要がある。

このため、秋田県の強みである電子・デバイス産業や環境リサイクル産業などに限らず、リスク分散の観点から自動車や物流関連など他地域に生産拠点等の分散を図る企業を誘致する活動を行う。

また、震災の復旧・復興に必要な木材製品を安定的に供給するため、原料生産から加工までの生産能力の向上を図るとともに、規模拡大や複合化など農業の構造改革を加速化するほか、自然エネルギーを利用した周年農業の実証に取り組むなど、農林漁業の振興を図る。

当面の対応として、食料供給基地としての生産体制の強化、木材の安定供給体制への支援強化、レアメタル等金属リサイクルの国際拠点の形成、被災企業等の県外企業が県内で操業する際の初期投資等の経費助成等に努める。

また、中長期的対応として、厳しい経営環境にある県内建設業者に対する企業合併や新分野進出による経営力の強化及び技術力の向上に向けた支援、自然エネルギーや広域インフラ等を活用した企業誘致、緊急時の家畜飼料や農業資材等の供給体制の確立（日本海ストック）等に取り組んでいく。

◆東日本大震災関係提案・要望

A 経済・雇用環境の改善、防災対策の強化への支援

番号	内 容	頁
1	中小企業者に対する金融支援について（新規）	7
2	風評被害等への対策について（新規）	8
3	緊急雇用創出基金事業等に代わる新たな雇用対策制度の創設について（新規）	9
4	災害廃棄物の処理のための技術的、財政的支援の拡充について（新規）	10
5	日本海東縁部における地震被害想定調査の早期実施等について	11
6	交通安全施設の整備促進について（新規）	12
7	大規模災害対策用車両の整備について（新規）	13
8	災害時要援護者対策の推進について（新規）	14
9	災害時における医薬品等の備蓄供給体制の拡充について（新規）	15
10	医療施設の耐震化の促進について（新規）	16
11	入所施設における非常用発電機の整備促進について（新規）	17
12	医師確保について	18
13	公的病院に対する財政措置の拡充について	21
14	公立大学への地方財政措置について（新規）	22

A-1 中小企業者に対する金融支援について

経済産業省中小企業庁

【要望の内容】

- (1) セーフティネット保証（5号）の業種が10月1日以降見直されることとなっているが、震災等の影響が大きいことから、これまで通り全業種の継続を実施すること。
- (2) 政府系金融機関の災害融資について特別利率の適用範囲の拡大を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成23年4月1日以降48業種に縮小される予定だったセーフティネット保証（5号）が、東日本大震災の影響を踏まえ、原則全業種（82業種）を対象とすることとされました。10月1日以降の対象業種については見直しが行われることになっています。今後も震災の影響が続き、改善の見通しが立たないことから、これまで通り原則全業種を対象業種として継続するよう要望します。
- (2) 東日本大震災の影響で経営に支障を来している県内中小企業者のため、秋田県では、保証料を全額県及び信用保証協会が負担する「東北地方太平洋沖地震復旧支援資金」を創設したところです。日本政策金融公庫等の融資では、直接被害者及び一部の間接被害者に対して、最大で1.4%の金利引き下げを適用していますが、多様な間接被害が生じている状況を踏まえ、優遇制度の対象を広げて、すべての被害者に特別利率を適用するよう要望します。

（県担当課室名 産業労働部産業政策課）

A-2 風評被害等への対策について

経済産業省貿易経済協力局
農林水産省大臣官房
国土交通省観光庁

【提案・要望の内容】

- (1) 農畜産物や工業製品、観光・サービス等に係る国内外に対する広範な風評被害等への対策について、国の責任において確実に対応すること。
- (2) 風評被害や自肃ムード等により、特に観光関連事業者等が経営や雇用面で危機的な状況にあることから、国内の観光流動の促進を図るために大規模キャンペーンの実施や国外へ向けては原発関連の正確な情報発信を行うなどの措置を早急に講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東京電力福島第1原子力発電所の事故による放射能漏れを受け、諸外国から農畜産物や加工食品、工業製品などについて、放射線量検査・産地証明書等を求められる事例が生じています。特に、本県は全国の3分の1の米を輸出しており（H21年度412トン）、今年の出来秋においても相当数の輸出を見込んでいることから、風評被害を懸念する声もあります。政府による証明書がないと事実上輸出できない事例や放射線検査に伴う輸出の停滞もあることから、それらの要求に適切に対応できる体制が必要です。
- (2) 風評被害や自肃ムード等によって、宿泊施設では予約のキャンセルが相次ぎ、特に温泉地では通常の1～2割程度の入り込みとなり、営業休止・縮小を余儀なくされています。

当県では県民による観光消費活動を回復させる宿泊補助券プレゼントや緊急雇用基金の活用事業など緊急的な措置をとっているものの、各県個別の対応では限界があることから、全国的な大規模キャンペーンや即効性のある各種施策を早期に実施し、国内の観光流動の促進を図る必要があります。

また、原子力発電所の被害に関する報道や誤った情報が流布しないよう、正確かつ積極的に情報発信を行い、安心・安全のイメージを取り戻す必要があります。

（県担当課室名 産業労働部産業政策課、商業貿易課、観光課
農林水産部流通販売課）

A-3 緊急雇用創出基金事業等に代わる新たな雇用対策制度の創設について

厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

雇用創出の基金による事業は平成23年度で終了の予定だが、東日本大震災の被害により、地方経済には深刻な影響が出ているため、離職した失業者の雇用機会を創出する新たな雇用対策制度を創設すること。

新たな制度においては、現行の基金による事業を拡充した内容にするとともに、雇用期間や事業ごとの予算枠等の制限を撤廃し、国の雇用関係助成金等との併給を認めるなど、柔軟な内容にすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 東日本大震災の発生後、被災県のみならず、東北地方全体においても、電力供給の制約による生産の減少や自肃ムードの高まりによる消費の抑制、取引先の経営悪化による受注の激減や債権の回収不能などから、深刻な影響が及んでおります。県内企業の中には、休業や操業短縮を余儀なくされるところが出ておりほか、既に解雇や新規学卒者の内定取り消しも出現しており、今後に向けて、大量の失業者発生が懸念されております。

(2) 当県においては、これまでに国からの交付金を活用した雇用創出の基金による事業を実施し、多くの雇用を創出してきましたが、この事業は一部を除いて平成23年度で終了の予定であり、現行の事業規模をさらに拡充した新しいスキームによる雇用対策制度が必要です。

現行の事業では、失業者の雇用期間や事業区分ごとの予算枠の制限のほか、国の雇用対策助成金等との併給ができないなど、様々な要件や制約があったことから、新たな制度においては、より柔軟なものにすることが必要であります。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

A-4 災害廃棄物の処理のための技術的、財政的支援の拡充について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

【提案・要望の内容】

災害廃棄物は通常の廃棄物とは性状が異なるため、その効率的な処理を行うための技術的（焼却、リサイクル等）、財政的支援の充実強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災により発生した廃棄物は膨大な量にのぼり、被災した自治体だけでは迅速な処理は困難であり、その効率的な処理を支援するため、廃棄物の受入・処理については可能な限り協力することとしております。

しかしながら、今回の震災による廃棄物は、津波により被害を受けたものが多く、塩分等を含んだ廃棄物を焼却処理する場合には、処理施設への影響などについても考慮する必要があります。

また、廃棄物扱いとされている家電製品の中には、金属資源としてリサイクル可能なものも数多く含まれていますので、廃棄物処理の過程において、それらを分別回収することも非常に重要であります。

- (2) 県内市町村等では、災害廃棄物の処理について支援協力を表明しているところは多いものの、焼却施設が受ける影響を懸念するところもあります。

このため、国においてその影響を軽減するための技術的・財政的支援を行うことが、災害廃棄物の迅速かつ効率的な処理につながるものと考えます。

また、これらの廃棄物に含まれる家電製品類などをリサイクル資源として効率的に回収するための技術的支援をお願いするものであります。

(県担当課室名 生活環境部環境整備課)

A-5 日本海東縁部における地震被害想定調査の早期実施等について

内閣府政策統括官（防災担当）
文部科学省研究開発局
国土交通省気象庁

【提案・要望の内容】

- (1) 北海道から新潟県までの日本海東縁部における広域的で甚大な被害が予測される海溝型地震について、地震被害想定調査を早期に実施すること。
- (2) 日本海東縁部において発生が予測される地震・津波に関し、海底地震計や潮位計の整備を含め、地震・津波観測体制の充実強化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震は、東北地方の太平洋沿岸地域に甚大な被害をもたらしており、日本海側でも同規模の地震発生を想定した防災対策の確立が急務となっております。
- (2) 平成19年3月の能登半島地震をはじめ、北海道南西沖地震、日本海中部地震、及び新潟地震など、近年は日本海側を震源とする地震被害が多発するなど、日本海側における大規模地震の発生可能性について県民の関心が高くなっています。
- (3) 当県では、東北地方太平洋沖地震を契機として、沿岸市町村において津波ハザードマップを作成するなど、市町村、関係機関などと一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の確立に取り組むこととしておりますが、日本海東縁部において発生が想定される海溝型地震に対する対策も必要となっております。
- (4) 日本海東縁部における海溝型地震の被害想定については、日本海沿岸地域に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、早急に国による被害想定調査を実施する必要があります。
また、日本海沿岸地域における地震、津波被害の軽減のため、観測体制の充実強化を図る必要があります。

（県担当課室名 総務部総合防災課）

A-6 交通安全施設の整備促進について

警察庁長官官房、交通局

【提案・要望の内容】

- (1) 災害等による停電時においても、信号機の機能を維持し、交通の安全と円滑を確保するため、自動起動型電源付加装置の整備促進を図ること。
- (2) 電球式信号灯器に比べ、視認性に優れ、電力消費の少ないLED式信号灯器の整備促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 阪神・淡路大震災を契機に、信号機の自動起動型電源付加装置について、秋田市を中心に42箇所に整備しましたが、秋田市以外は6箇所のみで、主要な交差点以外の整備は進んでいません。

東日本大震災により当県全域が停電となった際、同装置が威力を発揮しましたが、これに加え、可搬型の発動発電機により信号機を点灯させ、あるいは、警察官の手信号により交通整理をした交差点は、全信号機設置箇所の約8%に過ぎません。交通の安全と円滑を確保する上で、信号機の役割は非常に大きく、特に、停電時における信号機の機能の維持が重要であるほか、整備済みの同装置は、老朽化による劣化が進んでいることから、補助事業の適用等による計画的な整備・更新が必要です。

- (2) LED式信号灯器は、従来の白熱電球を使用した信号灯器に比べ、西日等の影響を受けにくく視認性に優れ、電力の消費も低減されるため、平成16年度から新設信号機にLED式信号灯器を採用し、平成18年度から平成21年度までの間、既設信号灯器のLED化事業を実施しましたが、十分な整備状況とはなっていません。

この度の震災により電力需給状況が悪化したことから、計画停電を回避するため、社会全体において節電対策として照明などのLED化が進められていますが、LED式信号灯器についても、補助事業の拡大等、一層の整備促進を図る必要があります。

(県担当課室名 警察本部交通部交通規制課)

A-7 大規模災害対策用車両の整備について

警察庁長官官房、警備局

【提案・要望の内容】

大規模災害等発生時に、広域緊急援助隊等の各部隊が、被災地において野外自活しながら迅速に災害警備活動等を行うことができるよう、各種災害装備資機材、野外自活装備資機材等を常時積載し、被災現場の拠点等として使用することが可能な大規模災害対策用の高機能車両を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 阪神・淡路大震災を教訓として各種災害装備資機材等を整備してきておりますが、この度発生した東日本大震災の現場活動においては、各種装備資機材が不足し、部隊ごとの拠点の確保が困難であったほか、補給等の野外自活装備を見直す必要がある等の問題点が挙げられました。
- (2) 各種装備資機材については、広域緊急援助隊等の各部隊ごとに必要な装備資機材が異なり、物流の停止によって発生後の調達が困難となるため、平素から非常用食糧、燃料、発動発電機等を含めた備蓄が必要です。
- (3) 部隊拠点の確保及び野外自活装備については、拠点を建物ではなく移動が容易な車両として、1台又は2台の車両に、災害現場で使用する装備資機材や非常用食糧、テント、トイレ、発動発電機、燃料等の自活資機材を積載した高機能車両（乗車人員10人程度・4輪駆動・パンクしない等）を整備する必要があります。また、車両については、各部隊ごとに活動時期・活動内容・活動場所が異なることから、各部隊用として別に整備する必要があります。

(県担当課室名 警察本部警備部警備第二課)

A-8 災害時要援護者対策の推進について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の趣旨に沿って、市町村が福祉避難所を指定するために行う施設のバリアフリー化や必要な設備の設置、物資・器材の備蓄に要する費用に対する財政支援措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災を受けて、被災時の要援護者の安全を確保するため、福祉避難所の必要性が改めて認識されており、市町村における福祉避難所の指定に向けた取組を促進する必要があります。
- (2) 厚生労働省が平成20年6月に作成した「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」では、福祉避難所の指定要件例として、原則としてバリアフリー化されていること、バリアフリー化されていない施設を指定する場合は障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることとされています。また、地域における身近な福祉避難所を小学校区に1箇所程度の割合で指定することが望ましいとされています。
当県では、平成20年7月に「災害時要援護者避難支援プラン策定指針」を作成し、この中で当該ガイドラインに沿って福祉避難所の指定に努めるよう市町村の取組を促してきています。
- (3) しかし、平成23年3月末現在、県内25市町村のうち福祉避難所を指定しているのは6市町村にとどまっており、この理由の一つに、施設・設備等の整備に要する財源の確保が難しいことが挙げられています。

(県担当課室名 健康福祉部福祉政策課)

A-9 災害時における医薬品等の備蓄供給体制の拡充について

厚生労働省医政局、医薬食品局

【提案・要望の内容】

- (1) 医薬品、医療機器及び衛生材料の安定供給が図られるよう、医薬品等の卸業者の物流拠点の分散化とともに、全国規模で供給を円滑に行うことができる体制を整備すること。
- (2) 医薬品等の一定量を平常時から地域に流通備蓄等として確保するため、県が行う事業に対する支援制度を創設すること。
- (3) 医療機関等が通常使用している医薬品等を一定量上乗せして備蓄する体制を促進するため、病院等に対する新たな施設・設備整備費のほか、医薬品等の購入経費等に対する助成制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災により、当県では医薬品、医療機器及び衛生材料等の流通が滞り、卸業者から医療機関への供給が遅延するなどの影響を受け、通常の流通状態に回復するまで約2週間を要しました。このため、医薬品等の物流が滞った場合にも一定期間医薬品等を供給できる体制の確保や流通備蓄量の拡充、医療機関等での備蓄体制の整備が課題となっています。
- (2) 当県では、災害時に必要な医薬品等の一定量を医療機関に供給できるよう医薬品卸業協会等に備蓄と供給を委託していますが、これは主に災害発生時の初期段階に使用される医薬品等であります。このため、医療機関では医薬品等の供給が不透明であったことから、緊急以外の手術や治療が制限されました。
- (3) 特に、災害拠点病院には医療救護活動に使用する医薬品、医療機器及び衛生材料等の整備に対する補助制度があるものの、災害時に受け入れる患者等の治療に必要な医薬品等の備蓄は補助対象となっていません。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

A-10 医療施設の耐震化の促進について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

病院の耐震化を促進するため、医療施設耐震整備事業の補助基準額及び対象施設を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 建築物耐震改修促進法に基づく国土交通省の基本指針（平成18年1月）では、病院を含む特定建築物の耐震化率を平成27年までに少なくとも9割とすることを目標としておりますが、当県における病院の耐震化率は、平成22年10月1日現在で64.9%にとどまっています。
- (2) 病院の耐震化を促進するための現行の医療施設耐震整備事業では、補助対象施設から公的病院が除かれているほか、二次救急医療施設に限定されているため、当県の未耐震の病院のほとんどが補助対象となっていません。
- (3) 一方、平成21年度に創設された医療施設耐震化臨時特例交付金については、補助基準額が医療施設耐震整備事業に比べて大幅に拡充されたほか、公立病院及び公的病院が補助対象とされています。このため、当県では2病院がこの交付金を活用し、耐震化を図ることとしていますが、当該交付金制度は、平成23年度で終了することになっています。
- (4) 当県では、東日本大震災の経験を踏まえ、震災時の医療を確保するため、病院の耐震化を促進することが喫緊の課題となっています。
このため、医療施設耐震整備事業の補助基準額を医療施設耐震化臨時特例交付金並みに拡充するほか、対象施設を二次救急医療施設以外の病院にも拡大することが求められています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

A-1-1 入所施設における非常用発電機の整備促進について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、
社会・援護局障害保健福祉部、老健局

【提案・要望の内容】

入所施設を対象とした電力確保対策に対する助成事業について、その助成対象を拡大するとともに、小規模な発電装置の導入に対しても助成を行うなど、制度の柔軟な運用を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、大規模な停電の影響により、酸素吸入器を使用して自宅療養を行っていた患者が亡くなるなど、被災時の非常用電力の確保が大きな課題となりました。
- 特に、東日本一帯では今後の計画停電も予定されるなど、心身に障害等を有する施設入所者の生活環境を維持するため、入所施設において最低限の非常用電力を確保することは、喫緊の課題となっています。
- (2) 国では、平成23年度第1次補正予算において、障害者施設及び介護施設において電力確保対策を行う場合の助成措置を講じたところですが、対象となる施設は、停電時に生命に危険が及ぶ重度障害者等が入所する施設に限られ、補助単価も900万円と大規模な発電装置を想定したものとなっています。
- (3) しかし、高齢者、障害児・者、児童等が集団生活を営む入所施設においては、入所者の安全・安心を確保するとともに、食事の提供や衛生の管理、介護機器の稼働等に電力が不可欠であり、施設規模によっては小規模な発電装置で足りることから、助成対象の拡大及び制度の柔軟な運用が必要です。

(県担当課室名 健康福祉部福祉政策課、長寿社会課、
障害福祉課、子育て支援課)

A-12 医師確保について

厚生労働省医政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

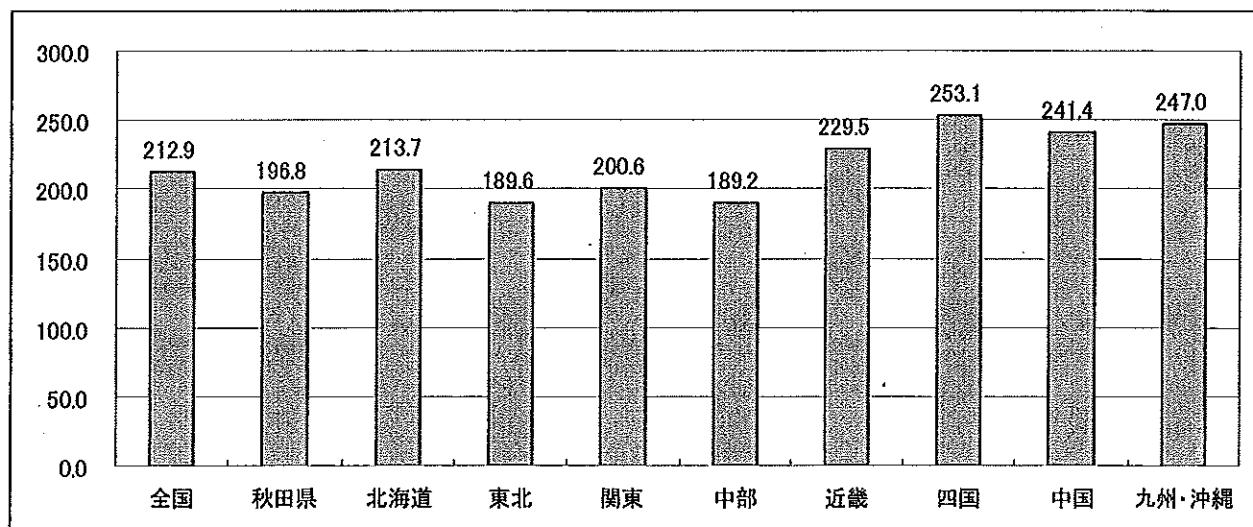
- (1) 地方の恒常的な医師不足の解消を図るとともに、災害に対応できる体制を確立するため、国において、地域毎、診療科毎の必要医師数を把握し、地域で不足している医師の養成を責任を持って行うこと。
地方の医師不足を解決する方策として、医学部の新設など、医学部入学定員の増加を図ること。
- (2) 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域での診療経験を付加することや、臨床研修修了後の過疎地勤務を義務づけるなど、医師の地域的な偏在や診療科偏在の解消に向けた制度を構築すること。
- (3) 病院勤務医の過酷な勤務実態を踏まえ、労働環境改善や負担軽減を図るため、診療報酬の抜本的見直しを含む適切な施策を講じること。
- (4) 医師の養成・確保について、国の責務として地方に財政負担を強いいることがないよう、十分な財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、医師不足地域である東北地方で大きな被害を受けたため、当県でもD.M.A.Tを派遣したほか、医療救護班の継続派遣や被災地からの患者受入を行うなど、医療支援を行っています。
この対策は、地域医療を取り巻く環境がさらに深刻化しており、あらゆる診療科において医師が不足している中での対応となっています。
- (2) 現在、全国で医学部は80校あるものの、東日本に37校、西日本に43校と、医学部の地域偏在があります。さらに東日本では首都圏に集中しており、東北6県では各県1校という状況にあります。

- (3) 医師が都市部へ集中している中で、地域の中核的な病院においては、診療制限や入院病床の縮小などの措置がとられるなど、医師不足がさらに深刻化しています。
- (4) 平成22年度に当県で独自に実施した、医師労働時間調査によると、病院常勤医の当直を除く週当たりの平均勤務時間は52.4時間であり、60時間以上勤務している医師も全体の1/4以上という結果が出ており、病院勤務医の過酷な勤務実態が伺われます。
- (5) 「新医師確保総合対策」以降、医学部の定員増にあたっては、地方が奨学金を設定することが条件となっており、当県においては、平成22年度に医学生等に対する奨学金として211百万円を支出し、ピーク時の平成28年度では432百万円が見込まれるほか、臨床研修医の確保対策、大学への寄附講座の設置など、医師の養成・確保については、長期にわたり多大な財政負担が生じます。

[地域ブロック別10万人対医療施設従事医師数（平成20年）]



[二次医療圏別10万人対医療施設従事医師数（平成20年）]



(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室
教育庁高校教育課)

A-13 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

- (1) 二次医療圏における中核病院であるとともに、災害時において中心的な役割を果たす公的病院について、公立病院と同等の支援制度を創設すること。
- (2) 公立病院を設置している市町村が、不採算地区病院及び救急医療、周産期医療、小児医療等の機能を提供している公的病院に対して助成をした場合についても、特別交付税措置の対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、二次医療圏の中核的医療機関や災害拠点病院の大半を公的病院である厚生連病院が担っていますが、医療制度改革等により厳しい経営を強いられ、地域医療を担う役割を十分に果たすことが困難な状況にあることから、県及び市町村による支援を実施しており、多大な財政負担となっています。
- (2) 公立病院には、病床数に応じた財政措置（普通交付税）が行われていますが、公的病院については、病床数が多く地域の中核病院であっても対象外となっています。
- (3) また、公的病院に対する国の財政措置（特別交付税）については、公立病院を設置していない市町村が、不採算地区病院及び救急医療、周産期医療、小児医療等の機能を提供している公的病院に助成した場合が対象とされており、公立病院を設置している市町村は対象外となっています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

A-14 公立大学への地方財政措置について

総務省自治財政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

当県の公立大学では、東日本大震災に係る被災学生が多数在籍しており、国立大学や私立大学と同様に、授業料減免等の申請が大幅に増加することが見込まれるため、地方財政措置には格段の配慮をすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

当県が設置している公立の2大学には、東日本大震災で甚大な被害を受けた地域出身の学生が多数在籍しております。

両大学とも、国立大学や私立大学と同様、学生を扶養している家族に死亡や行方不明、住居損壊等の事由が生じた被災学生を対象とし、授業料の減免制度を設けています。

この度の災害により、授業料の納付が困難となり減免等を申請する学生が大幅に増加しており、今後もさらに増えることが予想されます。

国の第1次補正予算で、国立大学と私立大学の授業料減免の拡充が措置されましたが、公立大学においても、減免制度の対象となる学生が増加することにより減収が避けられないことから、減収分について財政面での支援を受けられるよう配慮する必要があります。

授業料減免の状況

(単位：人、千円)

区分	秋田県立大学		国際教養大学		合計	
	全額免除	1/2減額	全額免除	1/2減額	全額免除	1/2減額
申請者数	19	12	3	10	22	22
1人当たり減免額	536	268	536	268	536	268
減免額	10,181	3,215	1,608	2,679	11,789	5,894
合計	13,395		4,287		17,682	

(注) 数値は、平成23年5月9日現在の見込額

(県担当課室名 企画振興部学術国際局学術振興課)

◆東日本大震災関係提案・要望

B 港湾、道路、空港等の日本海側インフラの
機能強化への支援

番号	内 容	頁
1	災害に強い国づくりのための日本海側のインフラ機能強化について (新規)	23
2	秋田港の整備促進と日本海側拠点港（仮称）への選定について	25
3	高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について	27
4	秋田県の産業・生活を支える国道7号の整備促進について (下浜道路・秋田南バイパス)	29
5	地方における航空ネットワークの維持について	31

B－1 災害に強い国づくりのための日本海側の機能強化について

内閣府
国土交通省国土計画局、
道路局、港湾局

【提案・要望の内容】

- (1) 東日本大震災による被災地の復興を強力に推し進めるとともに、復興にあたっては、災害に強い国づくりを進めること。
- (2) 今後の社会基盤のあり方を検討するにあたっては、被災地の復興を第一に考えるとともに、太平洋側に産業基盤や交通基盤を集中的に整備した施策が大きなリスクとなったことを再確認し、日本海側の港湾機能強化や高速道路のネットワーク化の促進など、災害に強い均衡ある国土基盤の整備を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 今年3月に発生した東日本大震災により、太平洋側の港湾や交通網が大きな被害を受けたため、秋田港等の日本海側の港湾や道路、鉄路がその代替機能を担い、被災地域への救援物資の輸送等に重要な役割を果たしています。
- (2) 日本海側拠点港（仮称）の応募に向け、環日本海シーアンドレール構想等を盛り込んだ「港湾戦略ビジョン」を、秋田商工会議所などと協働で策定しています。
- (3) 一般公共事業の政府予算は、予算ベースで、平成22年度がマイナス15%、平成23年度がマイナス4%と減額が続いています。
今後も厳しい財政運営が予想され、事業の選択と集中が進む中、地域経済の活性化と安全・安心な国民生活を守るために、また、均衡ある国土の発展を推進する上で必要な予算確保が重要です。

【参考資料】

日本海側の機能強化



(県担当課室名 建設交通部建設交通政策課)

B－2 秋田港の整備促進と日本海側拠点港（仮称）への選定について

国土交通省港湾局

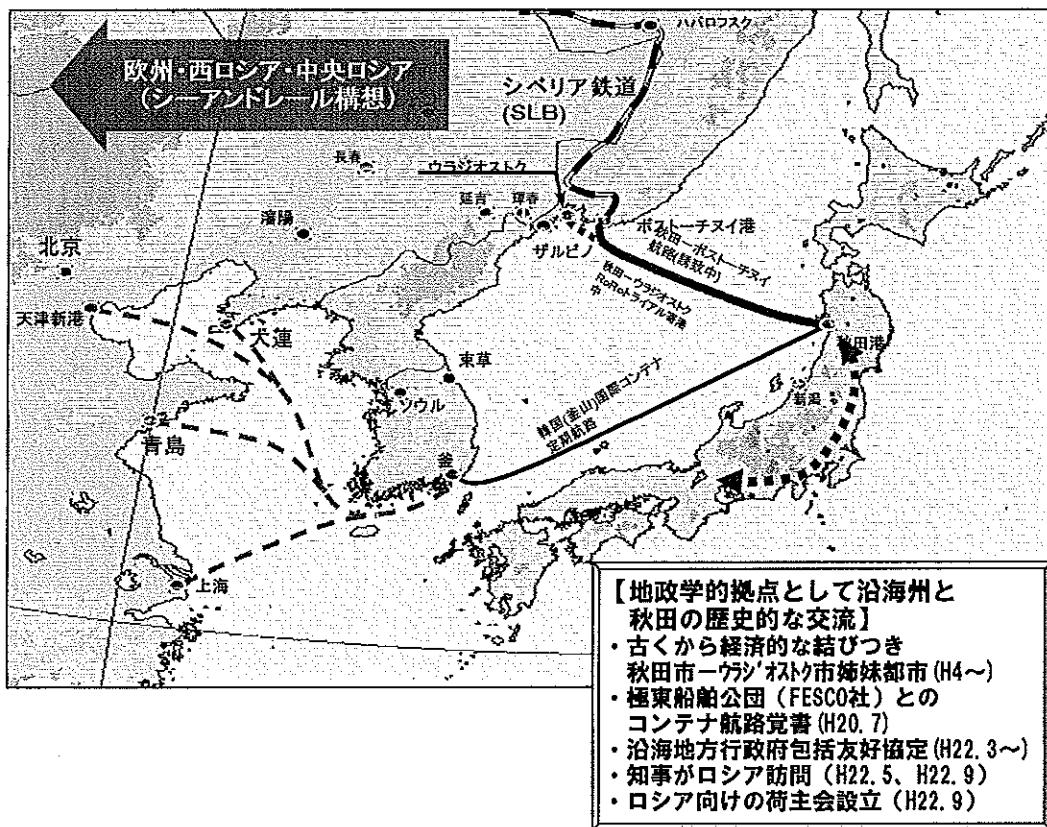
【提案・要望の内容】

- (1) 秋田港は、日本海側の国際物流において環日本海地域との短絡航路であり、震災時には太平洋側港湾の代替機能を果たすなど、地政学的・地理的拠点性を有していることを踏まえ、日本海側拠点港（仮称）への選定と整備促進を図ること。
- (2) 秋田港は、環日本海シーアンドレール構想の実現に向け、地元民間団体と行政が一体となって積極的に取り組んでいることから、港湾機能強化の早期実現に向けた支援を図ること。
- (3) 通年で安定した船舶の入港・停泊を可能とする、港内静穏度のさらなる向上を図るため、国直轄事業による外郭施設等の整備促進を図ること。

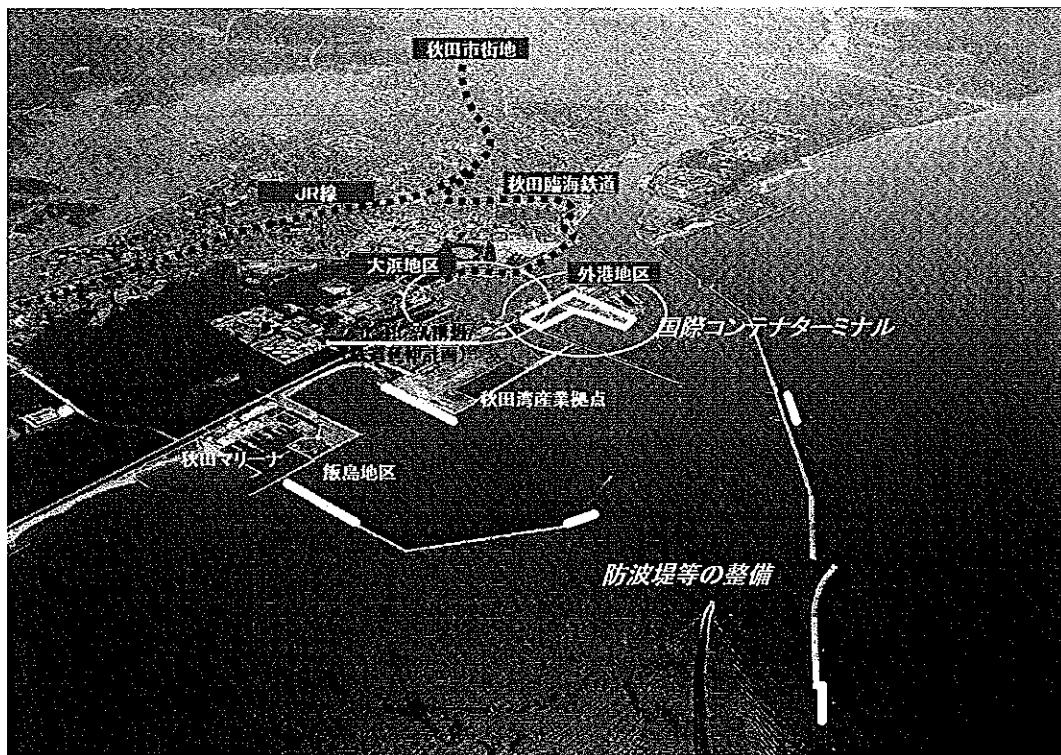
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成22年8月、「新規直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾」に選定された秋田港は、東日本大震災により被災した太平洋側の代替拠点として、被災地域への救援部隊・物資の拠点となるとともに、東北経済活動を支える物流拠点として重要な役割を果たしています。
- (2) 秋田港は、成長を続ける東アジア・中国・ロシアとの貿易において地理的優位性があるほか、地政学的拠点として沿海州と歴史的な交流実績を有しており、平成22年10月に秋田商工会議所が主体となって策定した「日本海拠点港湾戦略ビジョン」をもとに、日本海側地域及び東北圏における物流拠点として、日本海側拠点港（仮称）に提案応募する予定です。
- (3) 本県とロシア沿岸地方政府は、平成22年3月、両自治体間の経済を中心とし、学術、教育など幅広い分野で協力関係の拡大を目指す包括協定を締結しており、「環日本海シーアンドレール構想」の実現を念頭に、両地域の海上・鉄道輸送網の発展に向け、共に努力することで合意しています。
- (4) 本県がロシア側に要請してきた「シベリア鉄道の高速化」等について、平成22年7月にロシア当局からその方針が示されており、「環日本海シーアンドレール構想」の実現に向けた環境が整いつつあり、秋田港とロシア極東を結ぶ環日本海航路の開設に向けた取組などを進めています。

秋田港の開港と沿岸貿易港（仮称）への進路



平成22年秋田市港湾整備計画図



(県担当課室名 建設交通部港湾空港課)

B－3 高速道路ネットワークのミッシングリンク解消について

国土交通省道路局

【提案・要望の内容】

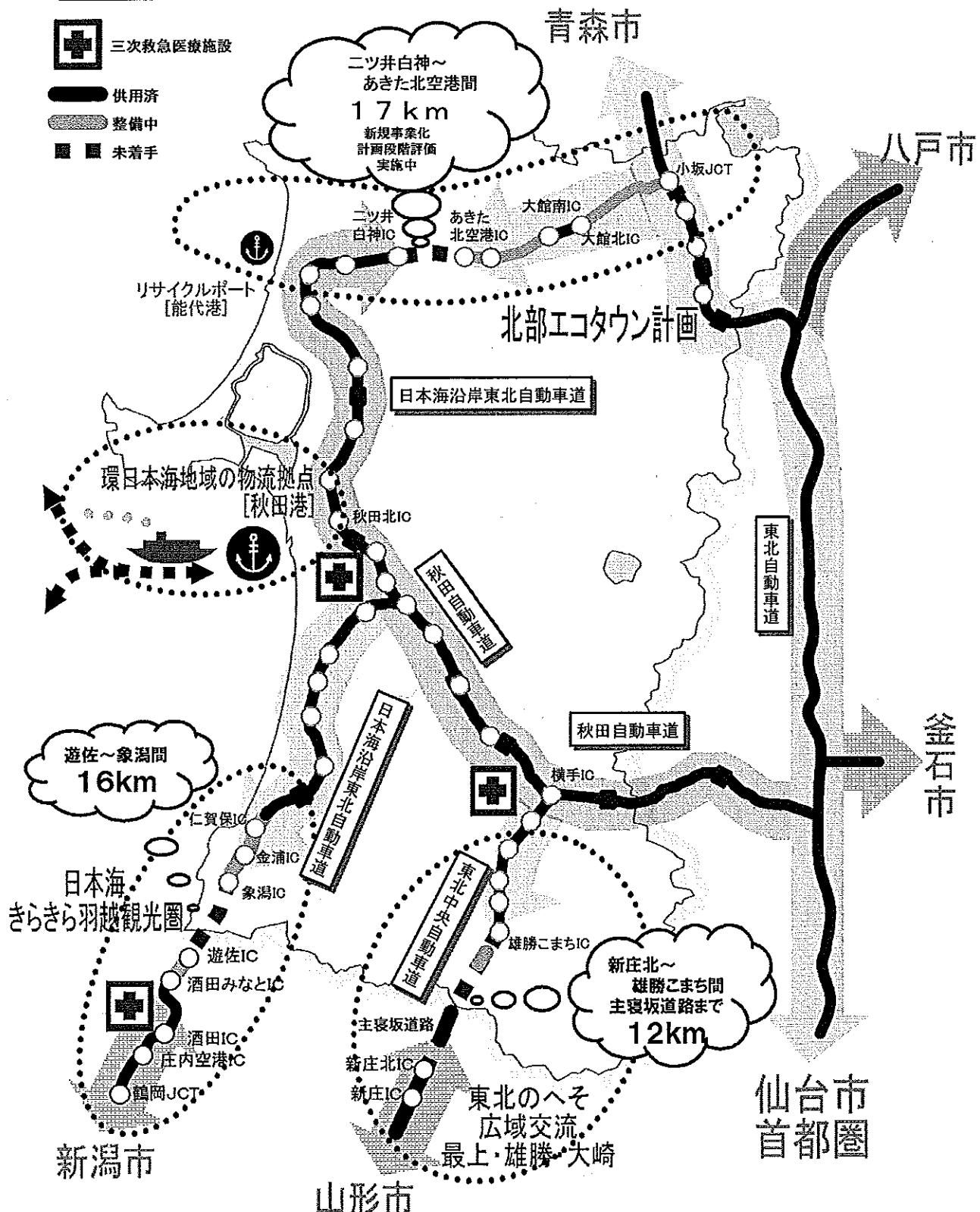
- (1) 高速道路は、広域防災ネットワークの構築や、企業立地・観光振興、物流・生活コストの軽減など、地方の自立や発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成すること。
- (2) 現在事業中の区間については、県内外との交流を活発にするため、建設スピードを落とすことなく早期整備を図ること。
- (3) 事業未着手区間である日本海沿岸東北自動車道「遊佐～象潟間」及び「二ツ井白神～あきた北空港間」、並びに東北中央自動車道「新庄北～雄勝こまち間」について、社会資本整備審議会で整備手法を明確にするとともに、早期に事業着手すること。
- (4) とりわけ、計画段階評価実施中の「二ツ井白神～あきた北空港間」については、必要な調査を早期に行い、平成23年度中に新規事業採択時評価を経て、すみやかに事業化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内の高速道路は、秋田自動車道が東北自動車道に接続している他は全て県内で止まっており、物流の効率化や交流の促進、災害時の防災ネットワークの確立等、地方の自立や産業・経済発展の妨げとなっています。
- (2) 東日本大震災において、高速道路は他の交通インフラに比べいち早く物流機能を回復し、被災地への救援物資の輸送、物流ルート確保による企業活動の支援等において重要な役割を發揮したところです。
大規模災害時におけるリダンダンシーとしての日本海国土軸の重要性が改めて認識されたところであります、ミッシングリンク解消による早期のネットワーク完成が求められています。
- (3) 傷病者の救命率向上には、三次救急医療施設への搬送時間の短縮が必要であることから、速達性や走行性に優れた高規格幹線道路の早期整備による救急医療体制の充実が求められています。
- (4) 当県では、高速道路へのアクセス道路の整備等、高速交通体系構築に向けた事業を重点的に推進しています。
 - ・日沿道「二ツ井白神～あきた北空港」関連事業——小ヶ田工区
 - ・日沿道「象潟仁賀保道路」関連事業——荒屋妻工区

秋田県高規格幹線道路網図

平成23年4月



(県担当課室名 建設交通部道路課)

B－4 秋田県の産業・生活を支える国道7号の整備促進について（下浜道路・秋田南バイパス）

国土交通省道路局

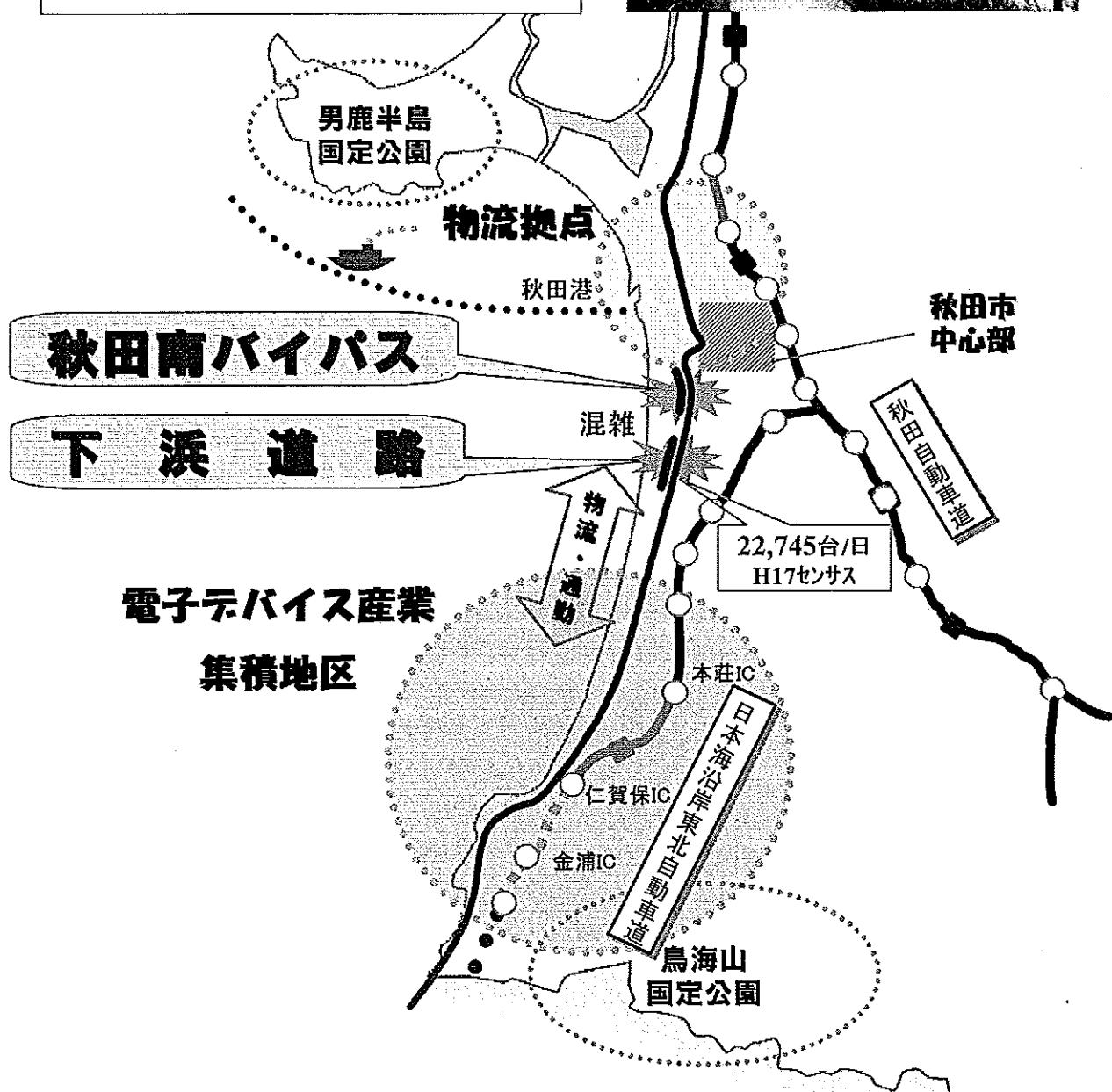
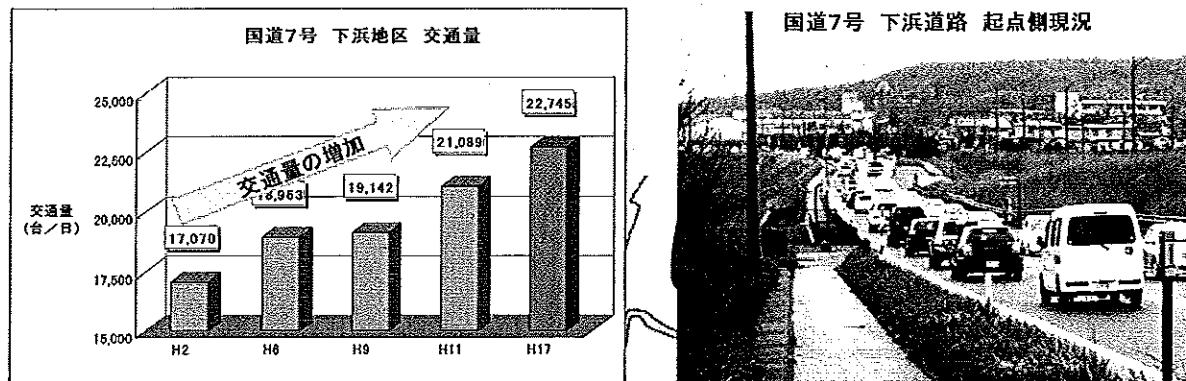
【提案・要望の内容】

県都秋田市周辺における交通の円滑化を図るため、国道7号下浜道路と秋田南バイパスの整備を促進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国道7号は、日本海側の広域的な交通ネットワークを形成するとともに、日本海沿岸東北自動車道と相互補完の機能を有することから、特に災害等の緊急時においては地域住民の生活に欠かせないリダンダンシーを確保する重要な幹線道路です。
- (2) 国道7号は、本県の製造品出荷額の約8割を占める電子デバイス産業が集積している本荘由利地域と物流拠点の秋田港などを結ぶ広域物流ルートを形成しています。
- (3) 国道7号は、県南部から秋田市中心部に直結する最短の幹線ルートであるにもかかわらず、下浜地区では、1日2万台以上の交通量が片側1車線の狭隘な区間を通過しており、慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している状況です。
また、通勤時間帯に渋滞が発生している秋田南バイパス事業区間では、渋滞回避車両が生活道路に流入し、生活道路の渋滞も引き起こす悪循環に陥っています。
- (4) 当県では、下浜道路へのアクセス道路として、県道川添下浜停車場線（羽川工区）の整備を推進しています。

国道7号 整備促進



(県担当課室名 建設交通部道路課)

B－5 地方における航空ネットワークの維持について

国土交通省航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 羽田空港の国内線発着枠の配分に当たっては、都市と地方の地域格差解消、交流人口の拡大などの観点から地方路線に配慮した配分を行うこと。
- (2) 伊丹空港の発着枠をより有効に活用するため、低騒音のリージョナルジェット機については、プロペラ機枠での取扱いができるよう、便数、機材の規制を緩和すること。
- (3) 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に地元自治体と協議を行う制度を設けること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 経済、産業の中心である首都東京との結びつきの強化は、企業の競争力の向上、観光産業の活性化など地域振興を図る上で極めて重要であり、地方と羽田空港とを結ぶ路線の利便性向上が求められています。
- (2) 伊丹空港のプロペラ機枠においては、リージョナルジェット機のプロペラ機枠への転用が限定的であることから、発着枠に余剰が生じています。本県においても秋田～伊丹線が、昨年の10月末から50人乗りの機材に小型化され、県外観光客の誘客や修学旅行などの団体利用への影響が生じています。
- (3) 地理的ハンディキャップを克服し、各地との交流を促進する上で、航空路線は大きな役割を果たしていますが、景気低迷の影響を受け、航空会社において路線の見直しが進められています。
航空会社の経営効率だけで判断すれば、高速交通ネットワークの機能低下を招き、地方経済の衰退と首都圏への一極集中が同時に加速する恐れがあります。

(県担当課室名 建設交通部建設交通政策課)

◆東日本大震災関係提案・要望

C 自然エネルギー等導入に係わる先導的役割への支援

番号	内 容	頁
1	電力不足に対する抜本的な対策について（新規）	32
2	風力発電の大規模導入について（新規）	33
3	地熱エネルギー導入支援策の拡充強化について	35
4	太陽光発電の広範な導入について（新規）	36
5	ダム建設事業の促進について	37
6	L E D 照明の導入等の促進について（新規）	39

C－1 電力不足に対する抜本的な対策について

経済産業省資源エネルギー庁
環境省総合環境政策局

【要望の内容】

- (1) 電力不足に対する抜本的対策として、現在計画がありながら着工に至っていない発電所の建設を促進するため、国が達成までの道筋を示し、強力な支援策を講じること。
- (2) 地球環境対策の面などから、風力、地熱、太陽光などの再生可能エネルギーを大規模導入するための対策を行うこと。
- (3) 再生可能エネルギーの大規模導入と、その安定供給に欠くことのできないスマートグリッド技術の開発を進めるとともに、地域の特性を活かした取組に対する支援策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災により、太平洋側の原子力・火力発電所が甚大な被害を受け、東北電力、東京電力の電力供給力が大きく不足しています。
しかし、原子力発電所については、施設そのものの被害に加え、安全性に対する国民の信頼が大きく揺らいでおり、その機能回復には相当の時間がかかると考えられます。
そのため、中長期的には、現在計画中の火力発電所（能代3号機）や地熱発電所（山葵沢・秋の宮）の建設を促進するとともに、ダム建設計画と一緒にとなった水力発電所（成瀬）の建設を促進する必要があります。
- (2) また、風力、地熱、太陽光などの再生可能エネルギーの大規模導入も合わせて促進する必要があります。
- (3) 本県では、低炭素社会構築への貢献を通じて産業振興や雇用創出を図るため、「秋田県新エネルギー産業戦略」を策定し、再生可能エネルギーの大規模導入を進めることとしていますが、その実現のためにはスマートグリッド技術の確立と導入の必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

C－2 風力発電の大規模導入について

経済産業省資源エネルギー庁
農林水産省林野庁
国土交通省総合政策局

【要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの中でも、比較的低コストで大規模な出力が得られる風力発電の大規模導入にむけて、土地収用法の適用対象事業の見直し等により、発電施設の建設促進策を確立すること。
- (2) 大規模な風力発電導入のため、その低コスト化策を講じること。また、一般電気事業者の電力系統に支障なく接続できるよう電力系統の強化と、出力安定化のため大規模太陽光発電と組み合わせたハイブリッド発電技術などを確立すること。
- (3) 風力発電の大規模導入に係る事業リスク低減のため、各種支援制度の整備を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 発電設備を普通林内に設置するにあたり、開発行為を行うことができる公益性の高い事業のひとつとして、森林法施行規則第3条18号において「電気事業法上の電気事業」が規定されていますが、風力発電施設の導入を促進するため、県が策定した計画などに基づく事業は公益性を有するものとして、電気事業以外の風力発電事業についても適用対象とする必要があります。

また、発電設備を保安林内に設置する場合、公益上の理由で指定解除できる事業は、土地収用法上の適用対象事業（電気事業法上の電気事業）に限られていますが、開発行為と同様に、現在電気事業とされていない風力発電事業についても適用対象とする必要があります。

本県では、低炭素社会構築への貢献を通じて産業振興や雇用創出を図るために、「秋田県新エネルギー産業戦略」を策定し、再生可能エネルギーの大規模導入を進めることとしています。そのため、風況調査に対する補

助や総合特区の提案を行っているほか、海岸保全区域等における風力発電の導入促進のため、3月23日に出された国の運用指針（案）を踏まえた判断基準を独自に策定することとしています。

- (2) 風力発電の大規模導入にあたっては、一層の低コスト化が必要であるとともに、出力の不安定性などのため、電圧や周波数等で電力系統に及ぼす影響を小さくする必要があります。

また、東北電力側では連系可能量の再評価を行い、連系容量の拡大を行ってはいるものの、充分な量とは言えない状況にあります。

そのため、電力系統の強化など連系拡大に向けた抜本的な対策を行うとともに、出力安定化のため、大規模太陽光発電との組み合わせや、蓄電池・水素に関する技術開発を行う必要があります。

- (3) 風力発電事業には、今後、様々な企業、団体の参入が期待されているところですが、初期コストが大きく、また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入により補助金は廃止される状況にあります。

そのため、大規模な開発の場合には大きな事業リスクを伴うことから、国が債務保証を行うなど各種支援制度を拡充する必要があります。

(県担当課室名　産業労働部資源エネルギー産業課)

C－3 地熱エネルギー導入支援策の拡充強化について

経済産業省資源エネルギー庁
環境省総合環境政策局

【要望の内容】

地熱発電所の新規開発を促進するため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入された場合であっても、調査費や建設費などに対する支援制度の強化を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の湯沢市に位置する山葵沢及び秋の宮地域は新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による地熱開発促進調査の結果、有望地域であることが確認され、現在3社が共同出資した湯沢地熱㈱により事業化に向けた調査を実施しているところです。
- (2) 県では、安定供給や地球温暖化防止に有効であり、純国産で再生可能である地熱エネルギーの導入を進めることとしており、また、地元でも地域振興と雇用確保の面から、新規開発を強く望んでいます。
- (3) 地熱の開発は、初期コストの低減や事業の安定性が事業化の大きな判断要素であることから、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入された場合であっても、調査費や建設補助などの支援制度が必要です。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

C-4 太陽光発電の広範な導入について

経済産業省資源エネルギー庁
環境省総合環境政策局

【要望の内容】

- (1) 積雪寒冷地など、地域の気象特性に適合した、メガソーラーへの適用も可能な太陽光発電技術の実証を進めること。
- (2) 太陽光発電を風力発電やスマートグリッド技術と組み合わせて安定的な電源とする、地域型利用技術の実証を進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県は積雪寒冷地でありながら、日射量は東京都と遜色ないものがあり、雪による光の反射などの条件を活かす事によって、さらなる発電効率の向上が可能と考えられます。土地についても大面積の確保が可能であり、太陽光発電にかかるポテンシャルを持っています。
- (2) 太陽光発電設備は複雑な機械部分を持たないことから、設置と保守が比較的容易であり、太陽光エネルギーは地域に偏りなく賦存しています。
このため、発電効率の向上や電力供給と需要の双方向の管理技術が実現すれば、メガソーラーのような大規模電源としてだけでなく、地域的な電源としても向いており、集落等の補助電源としての活用が可能です。
県内では直流グリッドの実証を行っており、こうした実証に活用しうる県有地の存在など、それらの取組に適した素地があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

C－5 ダム建設事業の促進について

国土交通省河川局

【提案・要望の内容】

ダムは総合的な治水対策上重要な施設であると共に、農業生産に無くてはならない灌漑用水を安定的に供給するという重要な役割も持っている。

また、水力発電機能を持つ成瀬ダムの早期完成は、電力の安定供給に対しても有効である。

国の食料供給基地として、農業用水等の生産基盤の確保を図り、あわせて、クリーンエネルギーの早期活用を進めるためにも、ダム検証による建設の必要性を速やかに明示するとともに、ダム建設事業の促進を図ること。

- ・直轄：成瀬ダム 転流工、国道付替え工
- ・直轄：鳥海ダム 水文水質、環境調査

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 洪水による氾濫を防止し効果的な治水対策を推進するには、河川改修と相まってダムによる洪水調節機能が必要であり、流域一体となった整備が重要です。

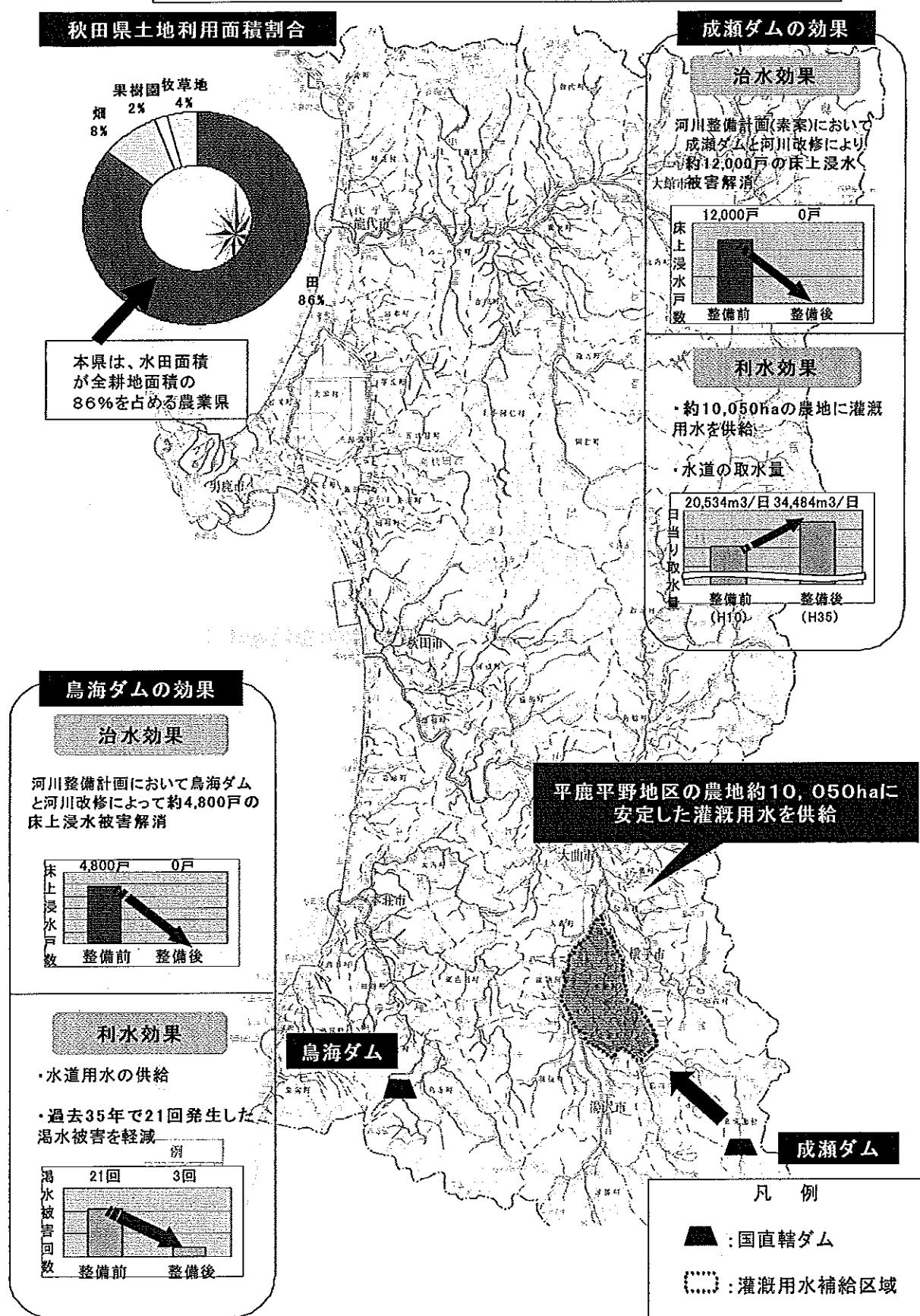
(2) 当県では、昭和62年・平成14年・平成19年に県内各地で洪水氾濫に見舞われ、家屋や農作物等の被害のほか、尊い人命が失われるなど激甚な災害を受けています。

また一方では、平成元年・6年・11年・12年・18年と県内各地で渇水被害が発生しており、利水対策も強く望まれています。

(3) 当県の基幹産業である農業の発展と、国の食料自給基地としての農業生産の基盤づくりのため、安定した灌漑用水の確保は農業県の根幹に関わる重要な課題となっています。

(4) 治水対策としてのみならず、県民の安全・安心な生活の確保に向け産業基盤の安定化を図るために、ダム建設の促進が必要となっています。

平成24年度 秋田県におけるダム建設事業箇所図



(県担当課室名 建設交通部河川砂防課)

C－6 LED照明の導入等の促進について

環境省総合環境政策局、地球環境局
経済産業省（資源エネルギー庁）

【提案・要望の内容】

電力不足に対処するため、事業所や家庭の節電・省エネルギー対策として即効性の高いLED照明の導入に対する補助などの支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 震災に伴う電力不足により事業所や家庭は大幅な節電を求められていますが、消灯などの取組に加え、LED照明の導入により一層の節電効果が見込めます。
- (2) 当県では、平成21年度に環境省の補助金により設置した地域グリーンニューディール基金を活用して、民間事業者による照明のLED化等、省エネ改修に対して補助を行っております。

この基金制度は平成23年度末で廃止となることから、LED照明の導入については、引き続き効果的な支援策を講ずるとともに、電力使用量のおおむね3分の1を占める家庭における照明のLED化に対しても、併せて支援措置を講ずることが重要です。

（県担当課室名 生活環境部温暖化対策課）

◆東日本大震災関係提案・要望

D 東北圏の生産・供給拠点等機能を強化するための
産業の積極的な振興・誘致及び技術の開発への支援

番号	内 容	頁
1	食料供給基地としての生産体制の強化について（新規）	40
2	木材の安定供給体制への支援強化について（新規）	41
3	レアメタル等金属リサイクルの国際拠点の形成について	43

D－1 食料供給基地としての生産体制の強化について

農林水産省 大臣官房、経営局、生産局、
農村振興局

【提案・要望の内容】

当県が、全国有数の農業県として、食料の安定供給を支えるため、次の視点により、国の支援策を強化すること。

- (1) 農地の集積や生産施設・機械整備、法人化など規模拡大や複合化を加速化するとともに、生産基盤の整備を着実に推進すること。
- (2) 自然エネルギーを活用した周年型農業の確立に向けた技術開発・実証を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災により、生命を支える農業の重要性が改めて認識されたところであり、食料自給率第2位を誇る当県は、今後とも食料供給基地として、国民に対して安全・安心な食料を安定的に供給してまいります。
- (2) このためには、農業経営の規模拡大や複合化を加速的に進めるとともに農地・施設等の生産基盤の整備を着実に進める必要があります。
- (3) また、当県では、太陽光や地中熱、バイオマス燃料等の自然エネルギーを活用した周年型農業技術の確立に向けた取組を進めております。震災復興における農業のあり方や今後のエネルギー需要を考慮すると、こうした新たな農業技術の確立に国として先導していく必要があります。

(県担当課 農林水産部農林政策課)

D－2 木材の安定供給体制への支援強化について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

当県が東日本大震災の復興に向け、木材資材を安定的に供給するため、次の施策を拡充し、支援を強化すること。

- (1) 充実する森林資源を有効利用するため、生産が増大している合板・製材を安定的に供給するため、高性能林業機械や木材加工施設など一体的に整備できる「森林整備加速化・林業再生事業」を継続・拡充すること。
- (2) 合板や製材等の原料である、間伐材等の流通経費への支援を拡充し継続すること。
- (3) 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業において、研修生の採択枠を拡大すること。
- (4) 木造住宅等の建築における地域材の使用を助成する「地域材活用促進支援事業」を拡充し継続すること。

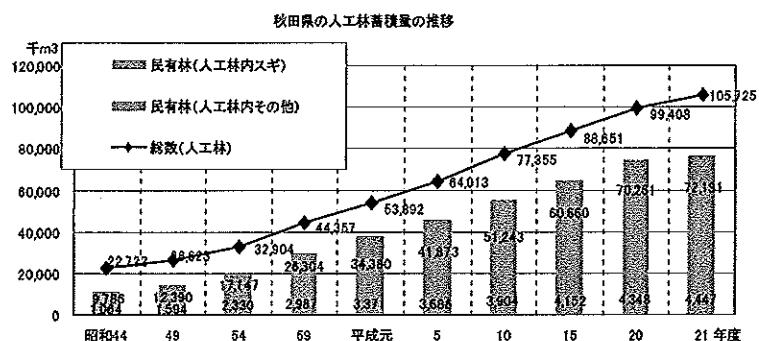
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、これまで造成してきた全国一のスギ人工林が、本格的に利用可能な時期を迎えつつあり、この豊富な森林資源の利用による山村での就労の場の確保や地場産業である林業・木材産業の振興が期待されております。
- (2) 東日本大震災後の復興に向け、県内の合板工場や製材工場ではフル稼働状態で、住宅資材としての杭や合板を供給しており、今後とも、東北圏の木材供給基地として安定的な生産に努めてまいります。
- (3) しかしながら、間伐等において集積・搬出コストが掛かり増しとなることから、利用されない木材が大量に発生しており、この林地残材を有効に活用するためにも、搬出経費の支援が必要です。
- (4) さらに、林業労働者の増加や安定的確保を図ることを目的とする「緑の雇用」現場技能者育成対策事業において、より多くの希望者が受講できるよう、研修生の採択枠を拡大することが必要です。
- (5) これまで当県では乾燥秋田スギ柱材プレゼントや乾燥秋田スギ梁桁材を

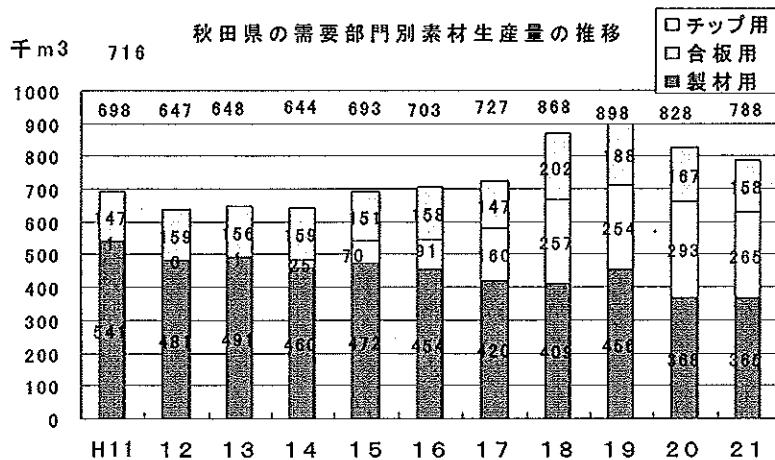
使用したモデル住宅の建築などを通じ、「秋田スギの家」の普及に努めておりますが、木材の安定供給のため、平成22年度の補正予算である「地域材活用促進支援事業」を継続するとともに、住宅以外の店舗や事務所等も対象とする必要です。

【資料編】

1. 年々増加する民有林のスギ人工林資源量



2. 合板部門におけるスギ材への原料転換により増加基調で推移している素材生産量



(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

D-3 レアメタル等金属リサイクルの国際拠点の形成について

経済産業省経済産業政策局、 産業技術環境局、
資源エネルギー庁
環境省大臣官房

【要望の内容】

- (1) 本県北部地域をレアメタル等金属に関するリサイクル、研究開発や人材育成などの国際拠点に位置付け、予算を重点的に配分するなど、その機能強化を図ること。
- (2) 家庭に退蔵されたり、一般廃棄物として焼却や埋立処分されている、小型電気電子機器のリサイクル制度の創設にあたっては、レアメタル資源の確保や海外への流出防止を十分考慮するとともに、企業等に対し鉱山関連技術をベースとした効率的なリサイクル技術の開発を支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本県北部地域は、エコタウン事業等の推進により、高度な鉱山関連技術などを活かしたリサイクル関連企業が集積しているほか、小坂町にある（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 金属技術研究所（JOGMEC）では、レアメタル等の金属リサイクル技術の研究開発が進められており、（財）国際資源大学校では、海外の行政官、技術者を対象とした環境・リサイクル等の研修を実施しております。
更に、秋田大学では、国際資源学教育研究センターを設立し、資源・リサイクルに関する留学生の受入体制の拡大を目指しており、県北部地域は、環境・リサイクル技術の現場教育を産学官が連携して行う重要な拠点となっております。
また、本県では、平成22年度、国の支援を受け、タイ（チョンブリ県）、マレーシア（ペナン州）地域を対象に、本県が有する環境・リサイクル技術やエコタウンのノウハウを提供し、資源循環システムの構築に協力するとともに、県内企業のリサイクルビジネスの拡大につなげるなど、東アジア地域における金属リサイクルの拠点を目指した取り組みを進めております。

一方、新興国の経済発展に伴い、レアメタル等の金属資源の安定確保が重要な課題となっており、経済成長が著しいアジア地域での金属リサイクルを推進し、処理困難な原料を我が国に受入れるなど資源循環を促進する必要があります。また、資源保有国からの技術協力や人材育成の要請に積極的に対応しながら人的ネットワークを形成して行くことも国策として重要になります。

このため、本県北部地域をレアメタル等の金属リサイクル戦略拠点とし、JOGMECによるリサイクル技術開発の強化及び国際資源大学校等による海外人材育成の充実、産学官等の連携によるアジア地域への技術協力体制及び事業展開の支援を強化する必要があります。

- (2) 中国の輸出規制や新興国の経済発展に伴い、レアメタル等金属の安定確保が重要な課題となっており、海外での資源開発や国内でのリサイクルを促進する必要があります。

県では、全国に先駆け平成18年度から県内の市町村等と連携し使用済小型家電の収集試験に取組み、平成20年度からは経産省及び環境省からモデル事業に採り上げられ実施しております。

2月に環境省大臣が、中央環境審議会会長に小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について諮問しておりますが、レアメタル資源の確保や国内での資源循環促進のため海外への流出防止を十分考慮した制度とする必要があります。

また、使用済小型家電中のレアメタル含有量は少なく、抽出するためには、選鉱、非鉄製錬技術など鉱山関連技術をベースとした経済性のあるリサイクル技術の開発が必要です。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)